

津奈木町教育大綱



令和4年2月改訂

津奈木町

目次		
I	はじめに	・・・ P.1
II	大綱策定の内容	・・・ P.1
III	基本理念	・・・ P.2
IV	基本目標	・・・ P.2
V	教育大綱の推進にあたって	・・・ P.2
VI	基本施策	・・・ P.3
	1 就学前教育の推進	・・・ P.3
	2 学校教育の推進	・・・ P.3
	3 生涯学習の推進	・・・ P.4
	4 芸術・文化の継承・保存と振興	・・・ P.4
	5 スポーツの推進	・・・ P.4
	6 人権教育の推進	・・・ P.5

津奈木町教育大綱

近年の少子高齢化、国際化、情報化等をはじめとする急激な社会の変化が、人々の生活に様々な意識の変化や価値観の多様化をもたらし、社会生活に新たな課題をもたらしています。津奈木町では、これまでも町の振興計画のもと様々な課題に取り組み、改善・解決を図ってきました。

本町の教育においても、平成18年に改正された教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、平成25年6月に閣議決定された国の「教育基本計画」や平成26年3月に策定された「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン熊本県教育振興基本計画の基本理念を受けて、教育の不易と流行を新たな視点で見直し、時代の流れに沿った本町教育を総合的・計画的に推進することが喫緊の課題となってきたことを踏まえて、津奈木町教育大綱を策定しました。

II 大綱策定の内容

教育大綱は、地方教育行政の組織と運営に係る法律の改正に伴い、教育委員会が新たな組織として位置付けられ、その施策の執行にも新たな視点が求められていることを受けて策定するもので、この教育大綱に、本町の第9期津奈木町振興計画・基本構想を受けて策定した津奈木町教育振興計画（平成26年度～平成30年度）の総合的・計画的な推進の基本となる考えを位置付けました。その後、新たに津奈木町教育振興計画（平成31年度（令和元年度）～令和5年度）を策定し、今日に至っています。

この大綱に位置付けた大きな柱は、学校教育と生涯学習です。学校教育の範疇には、幼稚園・小学校・中学校の教育とそれに関わる基本の考え、生涯学習の範疇には、社会教育・社会体育・地域諸団体の活動に向けた基本の考えを示しました。

学校教育には、「生きる力」として確かな学力・豊かな人間性・健康と体力の育成が求められる中、少子化・情報化・グローバル化・インクルーシブ教育、さらにGIGAスクール構想、学校の働き方改革等に対応した教育の在り方が求められています。

生涯学習では、家庭の教育力向上・地域コミュニティの再生を念頭に置いた教育力向上の在り方・健康保持増進のための施策や豊かな人間性に溢れた潤いのある地域づくりのための文化面での施策が求められています。特に、学校教育と生涯学習を繋ぐ、中学校の部活動の社会体育化の問題が、学校の働き方改革の問題と相まってクローズアップされています。

これらの考えを施策として具現化していくうえで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指す姿勢は重要であり、環境教育や人権教育の推進はこれからの人材育成の取組に欠かすことができないものです。

III 基本理念

本町の基本理念は「住みたくなる町づくり」であり、この理念の下、「後世に残せる美しい町づくり」「誇りを持って住める町づくり」「多くの人を訪れてくれる町づくり」を掲げ、キャッチフレーズは「緑と彫刻のある町」です。この基本理念は、人権尊重の精神が支えとなるものです。

この基本理念に沿って、町は振興計画を作成し、町の維持発展に努めています。教育行政機関である教育委員会もこの理念の実現を目指して教育目標を設定するものです。

IV 基本目標

- 1 子どもたちは町の宝であり、その宝がどこで輝くかは、子どもたちの夢の実現にかかっています。子どもたちには町の将来を託し、青壮年者には、町の今を支え、子どもたちを導いてほしい。人生の先達である方々には、若者たちのこれからの人生の道標となって、自らも輝いてほしい。このように人生の各段階の人々に人づくりの役割を期待して、そのための支援となる教育行政を進めます。
- 2 子どもたちはもちろんのこと、高齢者に至るまで「生きる力」が身につくように努めます。「生きる力」とは、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力をあわせ持った力です。「生きる力」は、年齢層に応じた内容とします。
- 3 幼児教育・義務教育の充実、義務教育修了後の進路へ繋げる手だての充実、更に、中等教育・高等教育修了後の豊かな人生を送り、人生の先達としての役割を担っていく意欲と教養を持ち続けていただくように諸策を講じ支援に努めます。
- 4 1～3の実現のために、家庭・地域の教育力との連携・充実に努めます。
- 5 1～4の実現のために、学校教育と生涯学習が連携して、その実現に努めます。

V 教育大綱の推進に当たって

津奈木町教育委員会は、先の基本理念を踏まえ、時代の流れと要請を読みつつ、不易と流行の両面を教育施策に生かすため、教育目標を「環境を生かして子どもから高齢者まで『生きる力』を身につける」としています。

さらに、先の教育目標達成のために3つのスローガン、「創造性に富む文化の向上」「心身ともに健全な町民の育成」「郷土愛と国民意識の高揚」を掲げて、学校教育と生涯学習の2つの班で、町当局と総合教育会議や日常の連携を密にしながら、教育大綱を基盤とした施策を効果的・効率的に推進していきます。

手をつなぎ、学ぶ楽しさ、生かす喜び！！・津奈木の子どもは津奈木で育てる！！
が合い言葉です。

VI 基本施策

1 就学前教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎づくりの段階で、一人一人の個性や能力を伸ばし集団生活に慣れることで、小学校での学習や生活にスムーズに移行できる体制づくりを担う就学前の重要な時期です。

- (1) 幼稚園教育の充実に努めます。
- (2) 幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、小学校への移行が円滑に行われ、中学校へつなぐために 幼稚園・保育園、小学校、中学校が連携する協議会の充実・推進を図ります。
- (3) 幼児の人格形成には、保育・教育機関、町当局の連携とともに、家庭や地域社会との連携が必要です。この体制づくりの充実と推進に努めます。

2 学校教育の推進

平成28年度から本町は、児童生徒数の減少の実態を受けて、一小・一中体制となり、これまで以上に学校教育にかける保護者や町民の期待は大きくなっています。その期待に応えるために、確かな学力、豊かな人間性と健康と体力をあわせた「生きる力」を身につけ、ふるさと津奈木を愛し、ふるさとに誇りを持った児童生徒の育成のための教育内容と安心・安全な教育環境整備を進め、文武両道を旨とした教育を推進していきます。

- (1) 変化の激しい社会の中でも、自信を持って活躍できる「確かな学力」を身につかせます。
- (2) 自然への畏敬の念と豊かな感性を持ち、善悪の判断ができる、人への優しさと思いやりの心を持った「豊かな人間性」を育てます。
- (3) 生涯にわたって生活を送ることができる体力と健康の基礎づくりを進めます。
- (4) 社会の情報化・国際化を踏まえて、ICT教育・英語教育の充実に努めます。
- (5) 一人一人の個性を大切にした共生の教育活動を進めます。また、いじめ・不登校防止に関わる情報を幼・保、小、中学校と共有し、心のケアをはじめとする細やかな対応を図ります。
- (6) 児童生徒が安全・安心な学校生活・学習環境の中で、効果的な学習活動が

できるように教育環境の整備に努めます。また、家庭の教育環境づくりにも協力を求めます。

- (7) 年々増加傾向にある教育上配慮を要する子どもたち一人一人の状況に応じた支援体制の充実や教育環境の整備に努めます。

3 生涯学習の推進

生涯学習の目指すところは、本町教育目標に掲げる「環境を生かして子どもから高齢者まで『生きる力』を身につける」です。本町の生涯学習としての取組の現状は、幼児・児童生徒と高齢者の取組に二極化しています。その原因は、年齢構成でいう中間層の活動組織（青年団や婦人会等）が会員数の減少で低迷していることにあります。今後、本町で生まれ生活してよかった、自分たちの力で町づくりをしたいとの思いを活動力に変えてもらうために、あらゆる年齢層を想定しての生涯学習内容の構築と地域づくりを進めます。

- (1) 各年齢層のニーズに応じた学びの場とプログラム、情報の提供に努めます。
- (2) 町の活性化のために、地域興しの土台となる組織の再編に努めます。
- (3) 津奈木町図書館を核とした読書活動を推進し、蔵書の充実と図書館の整備を推進します。
- (4) 活動が安心・安全に楽しめるよう、活動の場の環境整備と施設設備の充実に努めます。
- (5) 少子高齢化社会の中で、これまでのスポーツ行事やスポーツに対する考え方を転換し、健康増進と体力向上を楽しみながら目指す、スポーツ推進の組織づくりに努めます。

4 芸術・文化の継承・保存と振興

本町には、町・県指定の文化財、町内各所に設置の彫刻と地域伝統芸能があります。これらの文化財や文化は、町の歴史と文化を伝える歴史的な財産として後世に継承するために保存・管理を行い、郷土愛を育むとともに、町民各位に生活に潤いをもたらす豊かな感性を育てるために優れた芸術・文化に接する機会を提供します。

- (1) 町の歴史的な文化財や文化を後世へ継承するために保存・管理に努めます。
- (2) 町民や文化団体が行う芸術文化活動や地域共同体として連携を深める芸術文化活動を支援します。
- (3) 町民に優れた芸術・文化に接する機会を提供します。つなぎ美術館との連携にも努めます。

5 スポーツの推進

健康で生き生きとした生涯を全うできることを誰しも望みます。そのために欠かすことのできない健康維持・増進のためのスポーツ活動の推進と町民各位が気軽に参加できる運動環境づくりを行います。また、競技力向上を目指す町民への

支援も行います。

- (1) 誰もが明るく健康で生き生きとした日々が送れるように、生涯スポーツの視点に立った健康・体力づくりに努めます。
- (2) 町民各位が自分の体力・嗜好に合ったスポーツに参加できるように総合型地域スポーツの育成に努めます。また、B & G海洋センターの活動を推進します。
- (3) 中学校の部活動を徐々に社会体育化するために、国及び県のスポーツ行政の動きを注視し、施策を講じて行きます。
- (4) 競技力向上を目指す町民の活動母体である体育協会・各種スポーツ団体が主催して活躍するための支援を行います。
- (5) 安全で安心してスポーツ活動ができる体育関係施設の管理・整備に努めます。

6 人権教育の推進

国民的課題である同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する基本的認識を深め、一人一人が人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重される町づくり・地域づくりを推進します。

- (1) 子どもたち一人一人を大切にする人権尊重の精神に立った学校（園）教育活動の推進を図ります。
- (2) 就学前・学校教育と家庭・地域との連携を図る人権教育の推進に努めます。
- (3) 人権が尊重される町づくり・地域づくりの啓発のために、人権に関する学習機会の提供に努めます。